

匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

1 背景について

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

新制度では、国の基準（内閣府令）を踏まえて、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い条例を制定するもので、新制度の施行が平成27年度からとなることから、平成26年度中に条例（匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例）を制定する必要があります。

2 条例制定について

（1）条例の趣旨及び目的

「匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、匝瑳市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもので、この条例で定める基準は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すもので、特定教育・保育及び特定地域型保育事業者は当該基準を遵守する必要があります。

（2）「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」について

条例の制定にあたっては、国の基準「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」に従い定めることになり、同基準では「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分され、定義及び内容は以下のとおりとなります。

ア 「従うべき基準」

市町村が条例を定める上で必ず適合しなければならない基準で、これを下回る内容を定めることはできないが、地域の実情に応じて、これを上回る内容を定めることは許容されるもの。

イ 「参酌すべき基準」

市町村が条例を定める上で参考にすべき基準で、十分に検討した結果であれば、地域の実情に応じて、これと異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 子ども・子育て支援新制度について

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、子どものための教育・保育に係る給付が創設され、当該給付の支給の対象となる施設・事業が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業となり、対象となる施設・事業及び給付は次のとおりとなります。

区分	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
施設・事業	○認定こども園 ○幼稚園（※） ○保育所	○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業
給付	○施設型給付	○地域型保育給付

※私立幼稚園については、新制度施行後も施設型給付の支給を受けず、現行どおり私学助成等により運営することも選択できます。

(2) 施設型給付等の支給対象となる子どもの認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この区分に従い施設型給付等が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対して支給されます。

認定区分	対象年齢	認定要件	対象施設・事業
1号認定	3歳～小学校就学前	2号認定以外の子ども	認定こども園、幼稚園
2号認定	3歳～小学校就学前	保護者の労働又は疾病等により家庭において保育を受けることが困難である子ども	認定こども園、保育所
3号認定	0～2歳		認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

4 匝瑳市の基準案について

匝瑳市の基準案については、次のとおりです。

国の基準「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」と、それに対応する匝瑳市の基準案の内容は、一部を除き、国の基準どおりとしています。

【特定教育・保育施設の運営に関する基準案】

項目	国の基準の内容	従参 区分	匝瑳市の 基準案	基準に対する 匝瑳市の考え方
利用定員	○ 認定こども園、保育所の利用定員は20人以上とする。 ※幼稚園は特に定めなし。	従う	国の基準 どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
	○ 認定こども園は、1・2・3号認定子どもの区分ごとに利用定員を定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。 ○ 幼稚園は、1号認定子どもの利用定員を定める。 ○ 保育所は、2・3号認定子どもの区分ごとに利用定員を定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。	従う	国の基準 どおり	同上
利用者への説明、同意	○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従う	国の基準 どおり	同上
応諾義務	○ 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従う	国の基準 どおり	同上
選考	○ 利用定員を上回る申込みがあった場合は、以下のとおり選考しなければならない。 ① 1号認定子どもは、抽選、先着順、設置者の理念、基本方針等に基づく公正な方法により選考する。 ② 2・3号認定子どもは、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する。	従う	国の基準 どおり	同上
	○ 自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	参酌	国の基準 どおり	同上

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
あっせん、調整、要請への協力	○ 特定教育・保育の利用について市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	○ 特定教育・保育施設の利用開始に当たって、保護者から支給認定証の確認（利用期間等）を行うものとする。 ○ 支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合には、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上
小学校等との連携	○ 特定教育・保育施設の利用終了に際して、小学校等に円滑に接続できるよう、密接な連携に努めなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上
教育・保育の記録	○ 特定教育・保育の提供日、内容等を記録しなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上
利用者負担額等の徴収	○ 特定教育・保育施設は保護者から利用者負担額の支払いを受ける。 ○ 特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収をすることができる。 ○ 上記のほか、次の費用を徴収することができる。 ①日用品、文房具等の購入 ②行事への参加 ③食事の提供 ④通園バス ⑤その他、保護者に負担させることが適当なもの	従う	国の基準どおり	同上
施設型給付の通知	○ 特定教育・保育施設は法定代理受領により施設型給付の支給を受けた場合は、保護者に対し当該保護者に係る施設型給付の額を通知しなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育施設は次の区分ごとに定めるものに基づき、特定教育・保育を提供する。 ① 幼保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ② ①以外の認定こども園…幼稚園教育要領、保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 幼稚園…幼稚園教育要領 ④ 保育所…保育所保育指針 	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供する特定教育・保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。 ○ 定期的に保護者等又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 	参酌	国の基準どおり	同上
不正行為の通知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付の支給を受け、又は受けようとした場合は意見を付してその旨を市に報告しなければならない。 	参酌	国の基準どおり	同上
運営規程等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の運営についての重要事項を定める運営規程を策定しなければならない。 ○ 職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ○ 利用定員を超えて特定教育・保育を提供してはならない。ただし、年度中の需要増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は、その限りではない。 ○ 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。 	参酌	国の基準どおり	同上
秘密保持、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。 	従う	国の基準どおり	同上

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
利益供与等の禁止	○ 小学校就学前子ども又はその家族を紹介する又は受けることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受又は供与してはならない。	参酌	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
苦情解決等	○ 苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ○ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ○ 特定教育・保育に関して市が行う報告又は市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上
事故発生の防止及び事故発生時の対応	○ 事故の発生（再発）を防止するための措置を講じなければならない。 ○ 事故発生時は速やかに保護者等に連絡し、必要な措置を講じ、記録しなければならない。 ○ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。	従う	国の基準どおり	同上
特別利用保育の基準	○ 保育所が1号認定子どもに特別利用保育（※1）を提供する場合は、都道府県が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。	従う	国の基準どおり	同上
特別利用教育の基準	○ 幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育（※2）を提供する場合は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準を遵守しなければならない。	従う	国の基準どおり	同上

※1 特別利用保育……保育所において1号認定子どもに対して提供される保育

※2 特別利用教育……幼稚園において2号認定子どもに対して提供される教育

【特定地域型保育事業の運営に関する基準案】

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業の利用定員は以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業…1～5人 ②小規模保育事業A型、B型…6～19人 ③小規模保育事業C型…6～10人 ④居宅訪問型保育事業…1人 ○ 上記定員は、0歳と1～2歳に区分して利用定員を定める。 	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
利用者への説明、同意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。 	従う	国の基準どおり	同上
応諾義務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 	従う	国の基準どおり	同上
選考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員を上回る申込みがあった場合は、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。 	従う	国の基準どおり	同上
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら適切な地域型保育を提供することが困難な場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。 	参酌	国の基準どおり	同上
あっせん、調整、要請への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業の利用について市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	従う	国の基準どおり	同上
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業の利用開始に当たって、保護者から支給認定証の確認（利用期間等）を行うものとする。 ○ 支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合には、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 	参酌	国の基準どおり	同上

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
小学校等との連携	○ 特定地域型保育事業の利用終了に際して、小学校等に円滑に接続できるよう、密接な連携に努めなければならない。	参酌	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
教育・保育の記録	○ 保育の提供日、内容等を記録しなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上
連携施設の確保	○ 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者は除く）は、次の事項の協力を行う連携施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を適切に確保しなければならない。 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※ ただし、事業所内保育事業所（利用定員が20人以上に限る）は、上記①②の事項に係る連携施設を確保する必要がない。 ○ 居宅訪問型保育事業者は、障がい、疾病等で集団保育が著しく困難である乳幼児を保育する場合は、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。	従う	国の基準どおり ※一部を除く	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。 ※ただし、本市は離島等により連携施設の確保が著しく困難な地域ではないため、連携施設確保の例外規定は削除する。
利用者負担額等の徴収	○ 特定地域型保育事業者は保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ○ 特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収をすることができる。 ○ 上記のほか、次の費用を徴収することができる。 ①日用品、文房具等の購入 ②行事への参加 ③食事の提供 ④通園バス ⑤その他、保護者に負担させることが適当なもの	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
地域型保育給付の通知	○ 特定地域型保育事業者は地域型保育給付の支給を受けた場合は、保護者に対し当該保護者に係る地域型保育給付の額を通知しなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
取扱方針	○ 特定地域型保育事業者は保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じて、保育の提供を行わなければならない。	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
評価	○ 提供する特定地域型保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。 ○ 定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上
不正行為の通知	○ 保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付の支給を受け、又は受けようとした場合は意見を付してその旨を市に報告しなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上
運営規程等	○ 事業の運営についての重要事項を定める運営規程を策定しなければならない。 ○ 職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ○ 利用定員を超えて特定教育・保育を提供してはいけない。ただし、年度中の需要増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は、その限りではない。 ○ 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。	参酌	国の基準どおり	同上
秘密保持、個人情報保護	○ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。	従う	国の基準どおり	同上
利益供与等の禁止	○ 小学校就学前子ども又はその家族を紹介する又は受けることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受又は供与してはならない。	参酌	国の基準どおり	同上

項目	国の基準の内容	従参 区分	匝瑳市の 基準案	基準に対する 匝瑳市の考え方
苦情解決等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ○ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ○ 特定地域型保育に関して市が行う報告又は市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 	参酌	国の基準 どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の発生（再発）を防止するための措置を講じなければならない。 ○ 事故発生時は速やかに保護者等に連絡し、必要な措置を講じ、記録しなければならない。 ○ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。 	従う	国の基準 どおり	同上
特別利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに特別利用地域型保育（※3）を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 	従う	国の基準 どおり	同上
特定利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業者が2号認定子どもに特定利用地域型保育（※4）を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の基準を遵守しなければならない。 	従う	国の基準 どおり	同上

※3 特別利用地域型保育……特定地域型保育事業において1号認定子どもに対して提供される保育

※4 特定利用地域型保育……特定地域型保育事業において2号認定子どもに対して提供される保育

【その他の基準案】

項目	国の基準の内容	従参区分	匝瑳市の基準案	基準に対する匝瑳市の考え方
特定保育所に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定保育所（※5）は、当分の間、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を利用者負担額に上乘せして徴収をする場合は、市の同意を得なければならない。 ○ 特定保育所は市から保育の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 	従う	国の基準どおり	匝瑳市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
利用定員の経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模保育事業C型の利用定員は、条例の施行日から5年間は、6～15人とする。 	従う	国の基準どおり	同上
連携施設の経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難で、市が実施する事業により適切な支援ができると認める場合は、この条例の施行日から5年間は連携施設を確保しないことができる。 	従う	国の基準どおり	同上

※5 特定保育所……特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所